

バイオガス購入要領

平成29年12月25日実施

東京瓦斯株式会社

バイオガス購入要領 目次

I	基本事項	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	引受条件	1
II	契約の申込み	3
4	バイオガス購入検討の申込み	3
5	バイオガス購入の可否の検討および通知	3
6	バイオガス購入契約の申込みおよび締結	3
III	計量および購入価格等	4
7	計量	4
8	バイオガス購入価格	4
9	必要となる設備等	4
IV	バイオガスの受渡し	5
10	バイオガス受渡しの実施	5
11	バイオガス受渡しの制限等	5
12	損害の賠償	5
V	バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等	6
13	バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等	6
VI	保安等	7
14	保安責任とその分界点	7
15	権利譲渡の禁止	7
	●当社窓口	8
	●導管経路の閲覧場所	8

I 基本事項

1 はじめに

この要領は、バイオガスの利用促進を図るため、当社が当社の導管においてバイオガスを購入する一般的かつ原則的な事項について定めたものです。なお、詳細な利用条件等については、別途当社までお問い合わせ下さい。

2 用語の定義

この取扱い要領において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- ① 「バイオガス」とは、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものであり、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除くもの)から発生するまたは由来する可燃性ガスをいいます。
- ② 「バイオガス購入依頼者」とは、バイオガスの購入を当社に依頼する方(購入申込みをする方、購入に向け当社と協議を行う方、当社と購入に関する契約締結を行う方を含みます。)をいいます。
- ③ 「バイオガス購入契約」とは、バイオガスの受渡しについて、当社とバイオガス購入依頼者で締結する基本契約および年次契約をいいます。
- ④ 「基本契約」とは、当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡しに関する基本的事項を定める契約をいいます。
- ⑤ 「年次契約」とは、基本契約にもとづいて当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡し上の細目的事項を定める各年次ごとの契約をいいます。
- ⑥ 「受入地点」とは、当社がバイオガス購入依頼者の所有するバイオガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

3 引受条件

当社が、バイオガスを購入するにあたっては、以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- ① バイオガスの受入が、供給計画図に示す当社の高圧導管(運用圧力1メガパスカル以上の導管)または中圧導管(運用圧力0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の導管)において行われるものであること。
- ② 受入するバイオガスの量その他の受入条件が、当社の導管能力の範囲内であること、および当社導管系統運用上において当社のガス供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。
- ③ 受入するバイオガスの性状と圧力が当社小売託送供給約款に規定する受入れガスの性状および圧力等の基準を満たし、当社の需要家のガス使用に悪影響がないこと。

- ④ 受入するバイオガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。
- ⑤ バイオガス購入依頼者において、バイオガスの受入地点に原則として当社小売託送供給約款に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- ⑥ バイオガス購入依頼者において、保安上またはバイオガスの安定供給上必要な場合には、緊急遮断を含め迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。
- ⑦ その他当社が必要とする条件を満たすこと。

II 契約の申込み

4 バイオガス購入検討の申込み

- (1) バイオガス購入依頼者は、あらかじめこの取扱い要領を承諾いただくとともに当社と事前協議をしていただいたうえ、次の事項を明らかにして当社にバイオガス購入検討の申込みをしていただきます。
 - ① 希望される受入地点
 - ② 希望される受渡量
 - ③ 希望される受渡し開始時期および終了時期
 - ④ 最大流量(1時間あたりの最大のガスの流量)
 - ⑤ 流量変動(一日の1時間あたりのガスの流量変動)
 - ⑥ バイオガスの性状と圧力
 - ⑦ その他当社が必要とする事項
- (2) 当社は、バイオガス購入検討にかかる費用については、バイオガス購入依頼者にご負担いただきます。

5 バイオガス購入の可否の検討および通知

当社は、4の申込みがあった場合には3の引受条件にもとづきバイオガス購入の可否を検討し、その検討結果、購入価格の概算および検討費用をバイオガス購入依頼者に文書で通知いたします。

6 バイオガス購入契約の申込みおよび締結

- (1) バイオガス購入依頼者は、当社が5の検討結果の通知において、バイオガス購入が可能とした場合に限り、当該通知内容にもとづきバイオガス購入契約の締結について当社と協議を行うことができます。
- (2) 基本契約期間は、当社のガスの供給計画の期間(5年間)内とします。
- (3) 基本契約および年次契約は、バイオガス受渡し開始の1ヶ月前までの間に締結いたします。

III 計量および購入価格等

7 計量

- (1) バイオガスの購入量および熱量等の計量の方法は、個別のバイオガス購入契約で定めま
す。
- (2) バイオガスの購入量は、バイオガスの受入地点に当社が設置する取引用計量器により行
うものとし、詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。

8 バイオガス購入価格

- (1) バイオガス購入価格は、当該バイオガスの購入量と同規模の需要における当社ガス販売価
格相当を目安として、個別のバイオガス購入条件に応じて算定するものとし、詳細は個別の
バイオガス購入契約で定めます。
- (2) バイオガス購入料金の支払時期、および支払方法は、個別のバイオガス購入契約で定めま
す。

9 必要となる設備等

- (1) バイオガスの受入に必要な関連設備等、バイオガスの受入に付帯して当社に新たに発
生する設備投資および費用は原則としてバイオガス購入依頼者の負担とします。
- (2) (1)により、新たに設置した設備の所有権は全て当社に帰属するものとします。

IV バイオガスの受渡し

10 バイオガス受渡しの実施

- (1) バイオガス購入依頼者は、当社導管へのバイオガス受渡しの実施に先立ち、年間ならびに月間のバイオガス受入計画、翌日のバイオガス受入計画等をあらかじめ当社に通知していただきます。その詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。
- (2) 当社は(1)により通知を受けた計画の変更を求めることがあります。
- (3) バイオガス購入依頼者は、(1)により提出した計画((2)により当社が変更を求めた場合には変更後の計画)に従ってバイオガスの受渡しを行うものいたします。

11 バイオガス受渡しの制限等

- (1) バイオガス購入依頼者は、受入地点において当社に受け渡すバイオガスの性状、圧力がバイオガス購入契約と相違する場合は、当社導管に受入する地点における当社へのバイオガスの受渡しをすみやかに中止していただきます。
- (2) 当社は次の事由のいずれかに該当する時には、バイオガス受渡しの制限または中止をする場合があります。その際は、当社はすみやかにその旨をバイオガス購入依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
 - ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事施工(計量器等の点検、修理、取替等を含みます。)のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑥ 保安上またはガスの安定供給上必要な場合
- (3) 当社は、(1)(2)によりバイオガスの受渡しを制限または中止した場合において、その理由となった事実が解消された場合は、制限または中止を解除し、その取扱いについてバイオガス購入依頼者と協議します。

12 損害の賠償

- (1) バイオガス受渡し等に伴い、当社が損害を受けた場合は、バイオガス購入依頼者にその損害を賠償していただきます。
- (2) バイオガスの受渡しに伴いバイオガス購入依頼者が損害を受けても、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社はその賠償の責任を負いません。

V バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等

13 バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等

- (1) バイオガス基本契約期間満了後も継続してバイオガス購入契約を希望される場合は, 契約で定める日までに再度バイオガス購入検討を申し込んでいただきます。
- (2) 基本契約期間中にバイオガス購入契約の変更を希望される場合は, 契約で定める日までに再度バイオガス購入検討の申込みをしていただきます。
- (3) 基本契約期間満了前にバイオガスの受渡しを終了しようとする場合は, 契約で定める日までに終了の期日を通知していただきます。
- (4) 当社は, 引受条件に適合しなくなった場合または個別のバイオガス購入契約で定める事由に該当する場合は, バイオガス購入契約を解約します。

VI 保安等

14 保安責任とその分界点

- (1) 当社とバイオガス購入依頼者とは(2)に定める責任の分界点に応じてそれぞれ保安の責任を負います。
- (2) バイオガス受渡しにおける保安の責任の分界点は、受入地点とし、詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。

15 権利譲渡の禁止

バイオガス購入依頼者は、バイオガス購入契約にもとづき発生する権利および義務を第三者へ譲渡、移転、または担保の用に供してはならないものとします。

●**当社窓口**

バイオガス購入に関するお申し込み, お問い合わせは下記窓口にて承ります。

東京ガス株式会社 総合企画部

住所 東京都港区海岸1-5-20

電話 03(5400)7593 (直通)

●**導管経路の閲覧場所**

導管経路の閲覧場所については当社小売託送供給約款をご参照ください。